

陸上自衛官たる衛生科幹部の部外研修に関する達

昭和 31 年 2 月 2 日
陸上自衛隊達第 111—1 号

改正 昭和 34 年 3 月 11 日達第 160—4—1 号 昭和 37 年 8 月 13 日達第 160—4—2 号
昭和 40 年 2 月 23 日達第 122—54 号 昭和 43 年 3 月 13 日達第 11—3—1 号
昭和 46 年 2 月 17 日達第 122—77 号 昭和 47 年 12 月 27 日達第 41—2—2 号
昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号 昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号
昭和 63 年 4 月 8 日達第 111—1—3 号 平成元年 2 月 10 日達第 122—127 号
平成 18 年 7 月 26 日達第 122—211 号 平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号
平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号 平成 30 年 3 月 26 日達第 111-1-5 号
平成 31 年 4 月 19 日達第 122—302 号

陸上自衛官たる衛生科幹部の部外研修に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 筒井 竹雄

陸上自衛官たる衛生科幹部の部外研修に関する達

(目的)

第 1 条 この達は、陸上自衛官たる衛生科幹部の専門的知識技能の熟練向上を図るため、適任者を防衛省以外の機関（以下「部外研修機関」という。）に研修学生として派遣して、医学、歯学等の専門科目を研修させる場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(部外研修機関)

第 2 条 前条に規定する部外研修機関とは、国内の国立、公立又は私立の大学、研究所又は病院をいい、陸上幕僚長が研修目的に最も適合しているものを別に指名する。

(研修科目)

第 3 条 研修学生の履修すべき研修科目は、自衛隊の衛生勤務に必要な範囲の科目に限るものとし、その都度陸上幕僚長が指定する。

(研修の期間)

第 4 条 研修期間は、毎年 4 月から 1 年とする。ただし、陸上幕僚長が特に必要と認める者については更に 1 年に限りその期間を延長することができる。

(研修学生の指定)

第5条 研修学生は、衛生科幹部基本課程修了者で、幹部任命後おおむね2年以上優秀な成績で勤務し、かつ研修課程終了後も引き続き長期間陸上自衛隊に勤務の意思を有する衛生科幹部のうちから陸上幕僚長が選考し、前3条に規定する事項を指定して研修学生を命ずるものとする。

(研修学生候補者名簿の提出)

第6条 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、毎年12月1日現在で前条に該当する研修学生候補者を選定し、別紙第1による候補者名簿を作成し、毎年12月末日までに到着するよう陸上幕僚長(人事教育部長気付)に上申するものとする。

(研修学生の所属)

第7条 研修学生は、研修期間中は部外研修機関の最寄りの駐屯地の部隊又は機関(自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。)に定員外として所属するものとする。

(研修期間延長の指定)

第8条 研修学生は、第4条ただし書の規定により研修期間の延長を希望するときは、研修期間の延長を必要とする理由及び研修しようとする科目等を詳細に記した申請書と研修を開始した年の12月末までに前条に規定する所属の長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、所属の長は、申請書を受理した場合には、第6条に規定する候補者名簿に準じて名簿を作成し、序列及び参考意見を記載し、これに本人の申請書を添付して、速やかに順序を経て陸上幕僚長に提出しなければならない。

(研修報告)

第9条 研修学生は、研修期間6月を経過するごとに別紙第2の様式による研修中間報告を、また、研修終了後は速やかに研修成果全般について同じ様式の研修終了報告をそれぞれ2部順序を経て陸上幕僚長(人事教育部長気付)に提出しなければならない。

附 則

この達は、昭和31年2月2日から施行する。

附 則(昭和34年3月11日陸上自衛隊達第160—4—1号)

この達は、昭和34年3月11日から施行する。

附 則(昭和37年8月13日陸上自衛隊達第160—4—2号)

この達は、昭和37年8月13日から施行する。

附 則(昭和40年2月23日陸上自衛隊達第122—54号)

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年3月13日陸上自衛隊達第11—3—1号抄)

- 1 この達は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（昭和 46 年 2 月 17 日陸上自衛隊達第 122—77 号）
- 1 この達は、昭和 46 年 4 月 2 日から施行する。（ただし書略）
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。
附 則（昭和 47 年 12 月 27 日陸上自衛隊達第 41—2—2 号抄）
- 1 この達は、昭和 48 年 1 月 1 日から施行する。
附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—108 号）
この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。
附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）
- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。
附 則（昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 111—1—3 号）
この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。
附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）
- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。
附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122—211 号）
この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。
附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）
この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。
附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）
この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。
附 則（平成 30 年 3 月 2 6 日陸上自衛隊達第 111-1-5 号）
この達は、平成 30 年 3 月 2 7 日から施行する。
附 則（平成 31 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122—302 号）
- 1 この達は、平成 3 1 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

衛生科幹部部外研修状況中間（終了）報告

年 月 日

陸 上 幕 僚 長 殿
(人事教育部長気付)

所 属
階 級 氏 名[㊤]
認 番

令和 年 月 日から 年 月 日に至る（ ）箇月間の部外研修状況を下記のとおり報告する。

記

- 1 部外研修の機関名（研究所又は病院、学校、教室、医局名）
- 2 出席状況
 - (1) 出席すべき日数
 - (2) 出席日数
 - (3) 欠席日数
 - (4) 欠席理由
- 3 研修科目
- 4 研修内容
指導官より受けた研修課題、教室、医局の一般状況、研修上の問題点、研修の進捗状況、その他必要な事項（なるべく詳細、具体的に）
- 5 参考とすべき所見